

第 47 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 9 月 28 日（火）15：10～15：30
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長（オンライン）、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中村子ども・福祉部副部長（オンライン）、岡村環境生活部長（オンライン）、増田廃棄物対策局長（オンライン）、山口地域連携部長（オンライン）、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長（オンライン）、横田南部地域活性化局長（オンライン）、更屋農林水産部長（オンライン）、島上雇用経済部長、小見山観光局長（オンライン）、水野県土整備部長（オンライン）、真弓県土整備理事（オンライン）、田中デジタル社会推進局長（オンライン）、森会計管理者兼出納局長（オンライン）、木平教育長、喜多企業庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、島田警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、服部四日市市危機管理監（オンライン）、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 47 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・本日、国の基本的対処方針分科会において、緊急事態宣言の本県への適用を 9 月 30 日までで終了するという政府の方針が了承され、本日開催される予定の国の新型コロナウイルス感染症対策本部で、この政府の方針が正式に決定される予定となっている。
- ・本日の会議は、こうした政府の方針を受け、10 月 1 日以降の本県の取組を決定するために開催するものである。
- ・また、併せて、今月県庁本庁舎 2 階において発生したクラスターに係る検証についても改めて確認する。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について、感染

症対策部から説明をお願いします。

(中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長) 資料1に沿って説明

- ・ 県内患者発生状況について、本日 28 日時点で累計 14,594 人となっている。爆発的な増加は収まっている状況にある。
- ・ 直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は減少傾向にあり、直近では 7.2 人まで下がっている。
- ・ 医療圏域別の状況については、すべての医療圏において減少傾向にある。
- ・ 年齢別発生状況について、30 代以下が全体の約 6 割ということは変わっていない。直近週、9 月 25 日以降の 3 日間については、高齢者施設のクラスターが発生した関係で、70 代以上の増加が現れている。
- ・ 直近週の感染経路不明割合は 16%まで減少している。
- ・ 県内外別では、県外由来の感染割合はここのところ 10%以下の値で推移している。
- ・ 感染経路別では、引き続き家族内感染が一番多い傾向であり、6 割前後で推移してきた。直近週は、25 日以降の 3 日間においては、先ほどのとおりクラスターの発生があったため、高齢者施設の割合が比率として増えている状況である。
- ・ 変異株の陽性率について、L 4 5 2 R の陽性率は 95.1%という高止まりの状況となっている。
- ・ クラスターの発生状況について、9 月に入ってから 5 件発生している。内訳は事業所 2 件、福祉施設 2 件、高齢者施設 1 件となっており、このうち事業所の 1 件は県庁の関係である。
- ・ P C R 等検査については、検査件数、陽性率ともに下がっており、陽性率は 6.4%まで減少している。
- ・ ワクチン接種歴と重症化等の状況について、感染者全体のうちワクチン接種歴がない方は 80.3%で約 8 割という状況。一方で、ワクチンを 2 回接種した方については 5.8%を占めており、2 回接種の方と未接種の方を比較したものが下の表になっている。65 歳以上、65 歳未満のいずれにおいても、0 回と 2 回の重症者の率、死亡者の率を比較すると、いずれも 2 回接種の方が低い値となっている。ワクチンの効果が数字としても現れている。
- ・ 入院等の状況について、病床の占有率、重症者用病床占有率いずれも減少傾向にあり、直近で病床占有率が 20.7%、重症者用病床占有率が 9.1%となっている。
- ・ モニタリング指標は、確保病床使用率、入院率、P C R 等陽性率の 3 つの指標においてステージⅢ相当となっている。

- ・資料 1 別添は県内の P C R 等検査の地域別の状況で、北勢地域で陽性率がやや高くなっている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問はあるか。
- (質疑なし)

議題 2 「三重県リバウンド阻止重点期間」について 及び

議題 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12」の一部改訂について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項 2 「三重県リバウンド阻止重点期間」について及び事項 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12」の一部改訂について、総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料 2 から資料 4 に沿って説明

- ・まず資料 2 「三重県リバウンド阻止重点期間」について説明する。
- ・ 8 月に入り感染者数が爆発的に増加した。新規感染者数が 8 月 26 日に 515 人となるなど、過去最大の感染拡大になった。医療機関、保健所にかかる負荷はこれまでにないものとなり、感染拡大を食い止めるため、三重県緊急事態措置等、対策を強めてきたところである。
- ・ 9 月以降、感染者数は、大きく減少しており、モニタリング指標も着実に改善傾向にある。こうしたことから、三重県緊急事態措置については、9 月 30 日をもって終了としたい。
- ・しかしながら、依然として入院されている方は多く、医療提供体制に多くの負荷がかかっている状況であり、今はまだ予断を許さない状況である。第 5 波を完全に収束させるため、10 月 1 日から 10 月 14 日までを「三重県リバウンド阻止重点期間」として、対策を継続していきたいと考えている。
- ・実施区域については県全域、対策強化区域については現在の感染状況、また、まん延防止等重点措置における重点区域の選定の考え方を基本として、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市を対策強化区域としたい。
- ・県民の皆様へとして、移動については、外出・移動の際に混雑している場所や時間を避けて、少人数で行動していただくようお願いする。
- ・また、県境を越える移動については、飲食店への営業時間短縮要請を行っている地域など、感染者が多数発生している地域への移動は、生活の維持に必要な場合を除き避けていただく。それ以外の地域についても、感染防止対策を徹底

- していただくことを特措法によりお願いする。
- ・感染防止対策の徹底については、屋外であっても大人数や長時間の飲食は避けていただくよう引き続きお願いする。
 - ・また、マスク会食、黙食など、特に飛沫感染に注意した感染防止対策の徹底をお願いする。
 - ・ワクチン接種を2回済ませた方でも感染した事例が確認されているため、ワクチン接種を終えた方も、基本的な感染防止対策をお願いする。
 - ・県外の皆様に対しても、感染者が多数発生している地域にお住まいの方については、三重県への移動を避けていただくよう、またその他の地域についても感染防止対策を徹底していただくようお願いする。
 - ・3ページでは、3.事業者の皆様へとして、①飲食店等の営業時間短縮等については、下の表にあるとおり対策強化区域の飲食店においては営業時間を20時まで短縮することをお願いする。
 - ・感染防止対策の認証制度「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の認証を取得している飲食店については、営業時間を21時までとする緩和措置を受けることができることとする。また、期間中時短要請に全面的にご協力いただいた飲食店を対象に協力金を支給する。
 - ・対策強化区域において飲食を主として業としている店舗について、カラオケ設備の利用を行わないよう要請する。また、飲食店営業許可を受けている結婚式場についても、営業時間の20時までの短縮と、カラオケ設備の利用を行わないよう要請をする。以上は特措法によりお願いする。
 - ・4ページ、②感染防止対策として、これまでもお願いしてるところであるが、業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いする。
 - ・若い方の感染も増えているので、高等教育機関においては、感染防止対策について学生の方に対する周知徹底をお願いする。
 - ・また、外国人生徒のいる教育機関や、外国人を雇用している事業者についても、外国人の方への丁寧な周知をお願いする。これらについても特措法によりお願いする。
 - ・4.イベント開催については、国の対処方針に合わせて、表のとおりとしている。(ア)人数上限、(イ)収容率上限、いずれか少ない方を限度とするもので、これについては10月30日までを期間としてお願いする。
 - ・別紙1には集客施設の例、別紙2には感染防止チェックリストを付けている。
- ・続いて、資料3「三重県が実施する対策」について説明する。
- ・前回からの変更点について、主なものを説明する。
- ・病床の確保については、緊急的な体制としてこれまで病床を確保してきたとこ

ろだが、感染状況を踏まえて、医療機関と調整のうえ、10月1日以降は従来の体制に戻すとともに、今後の感染拡大に備え、医療提供体制について検討を進めていく。

- ・宿泊療養施設等に関しては、新たな宿泊療養施設の確保について、10月中旬目途の運用開始に向けて必要な取組を進めていく。
- ・保健所機能の充実について、自宅療養フォローアップセンターの設置等により、積極的疫学調査に注力できる体制の整備、また民間の検査機関を利用して、濃厚接触者への検査を行っていく。
- ・ワクチン接種体制について、武田／モデルナワクチンの接種を行う県営会場を9月25日から、ツッキードーム、四日市市総合体育館の2か所に開設している。
- ・接種を希望される方に接種を行っているところであるが、若年層への接種を推進するために、四日市市総合体育館会場において接種日を追加する。
- ・5ページ、県立学校における対応について、10月1日からは通常授業とし、引き続き感染症対策、健康管理を徹底しながら実施する。
- ・また、感染リスクが高い教育活動については、換気や身体的距離の確保等、感染防止対策を十分行って、慎重に実施していく。
- ・期間中に予定されていた運動会、体育祭等については、延期を検討するが、実施する場合は、安全対策を改めて徹底する。
- ・部活動の再開について、試行的に、期間中前半は自校内での活動、後半は県内のみで昼食等を伴わない練習試合等を実施できることとする。
- ・6ページ、飲食店時短要請等協力金については、対策強化区域において、時短に全面的に協力いただいた事業者に対して、国の基準に基づき、協力金を支給する。また協力金の支給については、迅速な支給に努めていく。
- ・9ページ、中小企業・小規模事業者への事業継続・業態転換の支援として、県内外の数多くのビジネスモデル事例を掲載した「事業再構築ガイドブック」を10月中に公表するなど取り組んでいく。
- ・続いて資料4、『三重県指針』ver.12別冊、イベントの開催基準等について説明する。
- ・こちらについても、先ほどご覧いただいたリバウンド阻止重点期間のイベント基準と同じく、10月1日から10月30日までを期間としている。
- ・人数上限、収容率上限は先ほどと同様に整理しており、表の下に人数上限の考え方、また収容率の上限の考え方について記載をしている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問、意見等はあるか。
(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、「三重県緊急事態措置」の期間終了後の10月1日から、「三重県リバウンド阻止重点期間」として感染防止対策に取り組んでいくこと等について、資料2、3、4のとおり決定してよろしいか。
(発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではこのとおり決定する。

議題4 本庁舎2階における新型コロナウイルス感染症(クラスター)の発生に係る検証について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項4「本庁舎2階における新型コロナウイルス感染症(クラスター)の発生に係る検証」について、総務部から説明をお願いします。

(高間総務部長) 資料5に沿って説明

- ・今回、本庁舎2階において、11名の感染者が発生し、これに伴いクラスターが発生したところである。
- ・本庁舎2階の3部局において職員の感染が続いたことを受けて、それぞれの部局での感染対策の取組状況について検証を行った。
- ・2ページの3検証、2段落目をご覧いただきたい。検証によると、日々の体温測定、マスクの着用、自席で昼食をとる際の黙食等の基本的な感染防止対策や、不要不急の出張の取り止め、会議のオンライン開催による職員の移動抑制は徹底して取り組んでいたことが分かった。
- ・一方で、(1)から(4)として記載している取組については十分ではなかったことが判明し、これらの事象の組み合わせにより今回のクラスターが発生したのではないかと考えられる。
- ・まず(1)職場での感染防止対策については、打ち合わせスペースにおける消毒、換気、入退室等のフェーズ切り換え時における手指消毒が十分でないところがあった。
- ・(2)勤務体制では、出勤削減や接触機会の軽減が十分でないところがあったほか、長時間の対面による会議が開催された、会議中の換気が徹底されていなかったといった事例があった。

- ・(3) 共有スペースの感染対策については、昼食時にマスクを外しての会話の事例があったほか、歯磨きを行う際、飛沫感染対策が不徹底であった。
- ・(4) 職員の意識の問題として、体温測定を行い、熱がある職員は出勤を控えていたものの、体調がすぐれない等の軽微な場合には出勤する職員がいたということがあった。
- ・これらを踏まえ、4 今後の対策の3 段落目、クラスター発生により3 部局で行った取組の検証を踏まえ、各所属等において【クラスター発生要因をふまえ、改めて徹底する取組】について(1) から(5) まで整理、記載しているので、再度その徹底をお願いする。
- ・特に4 ページ(3) 共有スペースの感染対策として記載の、リフレッシュルーム等の共有スペースでの会話しながらの食事の自粛、トイレ等の共有スペースでのうがい・歯磨きの飛沫感染対策の徹底、(4) 職場で感染を広げない意識の徹底として記載の、朝晩2 回の体温測定による体調管理の徹底、さらに(5) マスクの正しい着用について、さらなる徹底をお願いしたい。
- ・さらに、定期的に取り組の点検を行うこととし、各所属においてはチェックリストに基づき取組が実施されているかを点検し、部局、所属で十分でない点を確認したときはその都度対策を講じていただきたい。
- ・今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に全庁を挙げて取り組んでいく必要がある。職員一人一人が気持ちを緩めることなく対策に取り組むようよろしくお願いする。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問はあるか。
- (質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、今後の県庁内の感染防止対策については、総務部から通知も別途发出されているので、併せて徹底をお願いする。

議題5 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・各部からの報告事項について、報告事項がある部局はお願いする。

(中尾医療保健部理事)

- ・医療保健部から1 点報告を行う。
- ・資料3 の県が実施する対策の6 ページ上段に、『みんつく予算』により若年層

をターゲットにした動画を作成し、感染防止対策やワクチン接種を呼びかけていきます。」とあるが、この度動画が完成したため、報告する。その後実際の動画をご覧いただくが、三重県ゆかりのタレント足立梨花さんに出演いただいた。字幕については英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語を用意している。県ホームページ、県公式フェイスブックに掲載し、県政だより10月号や外国語媒体でも紹介していくが、各部におかれても活用をお願いしたい。

(ここから動画)

「コロナにかかっても大丈夫だ！」

そんな話も聞きますが、若くても重症化したり、後遺症が残ることがあります。

たとえ自分は大丈夫でも、自分の感染がきっかけで家族や仲間が苦しい思いをすることも。

だから、マスク、手洗いなどの感染防止対策に加えて、コロナワクチンについても知ってほしい。

コロナワクチンにはメリットだけでなく、副反応もありますが、ワクチン接種を希望する方も、希望しない方も、まずは、知るところから始めてみませんか。

(動画ここまで)

議題6 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・最後に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(一見知事)

- ・三重県に適用されていた緊急事態宣言が、9月30日(木)をもって解除されることとなったが、病床使用率、入院率等がステージⅢであり、依然として医療提供体制には大きな負荷がかかっている。
- ・ここで対策を緩めて再び感染拡大に転じることのないよう、感染状況をしっかりと改善する必要がある、10月1日(金)から2週間、「三重県リバウンド阻止重点期間」を設けて、感染の抑え込みを継続することとした。
- ・各部局・各職員は「県職員として、県民の命を守る」という自覚をもって、緊張感を保ち、引き続き取組を行うこと。指示事項として6つ申し上げる。
- ・緊急事態宣言は解除されることになったが、「三重県リバウンド阻止重点期間」を設け、県民・事業者の皆様に対して引き続き要請を行う。要請にご協力いただくためにも、県民・事業者の皆様に必要な情報が分かりやすく、迅速に伝わるような情報発信に努めること。

- ・感染拡大に伴い緊急的に確保した病床については、現在の感染状況を踏まえ、医療機関等と調整のうえ緊急的な体制から従来の体制に戻すこととなるが、今後の感染拡大に備え、新たな宿泊療養施設の確保及び早期運用開始や、中長期的に対応可能な新たな臨時応急処置施設の確保を含めた医療提供体制について、医療機関や関係団体と連携しながら検討を進めること。
- ・ワクチン接種は発症を予防する効果が認められており、当県でもワクチン未接種の感染者が約8割を占めている。また、若年層での感染が多い現状においては、若年層へのワクチン接種を推進することが重要であり、県営集団接種会場における若年層を対象とした接種日の追加や、動画による接種の呼びかけなどにより、一層の推進に取り組むこと。
- ・営業時間短縮要請等により影響を受けている事業者に対する協力金及び支援金等については、10月1日から受付を開始するものも含め、県が実施する支援策が必要な方に届くよう、あらゆるツールを使って周知すること。
- ・県庁内での2回目のクラスターが発生したことを受けて取りまとめた検証結果及び今後の対策について、全職員が厳粛に受けとめ、感染防止対策を確実に実行すること。
- ・感染された方やその家族、医療従事者の方々、仕事などで県外と往来される方等が、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。あらゆる機会を活用し、そうした行為が行われないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいま知事から指示のあった事項6点について、各部局においてしっかりと対応をお願いします。
- ・以上で本部員会議を終了する。